

乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会総会を 4月10日(金)に開催します

乗鞍岳の貴重な自然を保全し、利用者の快適な利用環境を確保するため、平成15年7月から、県道乗鞍岳線の自動車利用適正化(マイカー規制)を実施しています。

令和8年度のマイカー規制について、規制期間、規制内容などの実施計画、その他について協議するため、協議会の総会を開催します。

1 日時

令和8年4月10日(金曜日) 午後2時から3時まで

2 場所

長野県松本合同庁舎 講堂(松本市島立1020番地)

3 会議事項

- (1) 令和7年度事業報告について
- (2) 令和7年度決算(案)について
- (3) 令和8年度事業計画(案)について
- (4) 令和8年度予算(案)について
- (5) その他

【乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会について】

国、県、市の行政機関、地元事業者、自然保護団体、学識経験者等により平成14年に設立された団体で、乗鞍岳の貴重な自然を保全し、利用者の快適な利用環境を確保するため、県道乗鞍岳線におけるマイカー規制を実施しています。

乗換駐車場の管理、路線バス(シャトルバス)運行、ゲート管理、自然保護の推進等を実施しています。

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0

~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

乗鞍岳自動車利用適正化連絡協議会 共同事務局

担当 環境・廃棄物対策課 環境保全係 湯浅、神谷

電話 0263-40-1941(直通)

0263-47-7800(代表) 内線 2372

電子メール matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp